

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく

講習実施機関の登録について

下記の機関について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 9 条の規定による変更の届出があったので、同規程第 18 条第 2 号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

講習実施機関の名称	一般社団法人首都圏建設産業ユニオン技術センター
講習実施機関の住所	変更前 東京都渋谷区神南 1-3-10 変更後 東京都品川区西五反田 2-31-6-201
代表者の氏名	清水 致子
変更年月日	令和 6 年 12 月 1 日

令和 7 年 7 月 15 日

東京労働局長

